

# 構内放置自転車等の一斉撤去・処分について

**告知期間**：平成26年5月20日(火)～平成26年6月3日(火)

**実施方法**：

- ① 構内に駐輪されている自転車・原付のうち平成26年度の未登録自転車全てに、告知書を取り付けます。
- ② 告知書が取り付けられた自転車・原付を、今後も構内で利用する場合は告知書を取り外し、速やかに登録して下さい。(利用しない場合は所有者が移動・処分して下さい。)
- ③ 告知期間終了後も告知書が取り付けられた状態の自転車・原付は、所有する意思が無い放置自転車等として違反車両置場へ撤去し、一定の保管期間の後、処分の対象とします。

※ 御不明な点がございましたら、本部環境課までお問い合わせください。

担当：黒澤（内線20318）・小澤（内線20800）・松浦（内線22259）